

令和元年度第2回川崎市子ども・子育て会議 議事録

日時：令和元年12月10日19時00分から

場所：川崎市役所第3庁舎15階第2・第3会議室

■出席者

委 員（副会長）	鎌倉女子短期大学 教授	佐藤 康富氏
	富士通労働組合プロダクトグループ サブグループ長	
	川崎地域連合 副議長	稲富 正行氏
	川崎市西部地域療育センター 地域支援課長	大野 伸之氏
	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 施設部会保育協議会	
		奥村 尚三氏
	NPO 法人子育て支えあいネットワーク満 理事	河村 麻莉子氏
	学校法人鷗友学園 特別顧問	柴田 頼子氏
	公募委員	杉山 徹子氏
	公益社団法人川崎市幼稚園協会 会長	鈴木 伸司氏
	NPO 法人グローイン・グランマ 代表	関 和子氏
	田園調布学園大学みらいこども園 顧問	長南 康子氏
	洗足こども短期大学 教授	坪井 葉子氏
	公募委員	徳留 直子氏
	川崎認定保育園協議会 副会長	森田 寛史氏
	公益財団法人川崎市生涯学習財団 理事長	渡邊 直美氏
所管課	こども未来局子育て推進部保育課長	須山 宏昭
	こども未来局子育て推進部保育課担当課長	星 和明
	こども未来局子育て推進部保育所整備課担当課長	村山 善徳
	こども未来局子育て推進部担当課長（事業調整・待機児童対策担当）	
		川戸 大輔
	こども未来局子育て推進部担当課長（幼児教育担当）	太田 祈子
	こども未来局こども支援部こども保健福祉課長	真鍋 伸一
	こども未来局青少年支援室施設指導・調整担当課長	柿森 篤実
	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室担当課長	笹島 忠幸
事務局	こども未来局総務部長	阿部 浩二
	こども未来局総務部企画課長	阿部 克義
	こども未来局総務部企画課担当係長	為我井 直美
	こども未来局総務部企画課担当職員	佐々木 綾也

■議題

- (1) 「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定版（川崎市第2期子ども・子育て支援事業計画）（案）の策定について（意見聴取）
- (2) 川崎市社会的養育推進計画（案）の策定について（意見聴取）
- (3) その他

■配布資料

- 資料1-1：「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定版（川崎市第2期子ども・子育て支援事業計画）（案）に対する意見募集（パブリックコメント）について
- 資料1-2：「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定版（川崎市第2期子ども・子育て支援事業計画）（案）概要版
- 資料1-3：「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定版（川崎市第2期子ども・子育て支援事業計画）（案）本編
- 資料2-1：川崎市社会的養育推進計画（案）に対する意見募集（パブリックコメント）について
- 資料2-2：川崎市社会的養育推進計画（案）概要版
- 資料2-3：川崎市社会的養育推進計画（案）本編
- 参考資料1：子ども・子育て会議委員名簿
- 参考資料2：子ども・子育て会議行政出席者名簿
- 参考資料3：川崎市子ども・子育て会議条例

■委員改選による挨拶

公益財団法人川崎市生涯学習財団 理事長

渡邊 直美氏

■議事

- (1) 「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定版（川崎市第2期子ども・子育て支援事業計画）（案）の策定について（意見聴取）
 - 事務局より資料1-1～資料1-3を基に概要説明。

<質疑等>

- 【委員】将来人口推計について、コーホート変化率法というのは、どういったものか。川崎市は今もなお人口増加をしており、転出・転入の影響はどのように捉えられているか。
- 【所管課】コーホート変化率法とは、コーホート法に基づいて分析している。コーホートは1つの世代の固まりのようなもので、例えば、今年の0歳児であれば、

当然その方々は来年1歳になり、集団としては同じ固まりであるので、それらの変化を見ていく方法である。今回採用した変化率法についてはある期間、今回に関しては10年前からの変化を見ており、その期間内の変化がこの先も続いていくという考えで分析したところである。

転出・転入については、これまでは平成32年まで上がって、そこから下がるという傾向があったが、今回の計画については、計画期間中に下がっていく分析としている。特に就学前児童数については、抜けてしまう5歳児数が入ってくる0歳児数よりもこの3年間に多いため、就学前児童数全体が減ってきているという傾向がある。

【委 員】乳幼児家庭全戸訪問事業について、訪問指導員登録数、登録訪問員登録数は全市での人数だと捉えてよろしいか。

【所 管 課】この人数は全市での登録数である。

【委 員】乳幼児家庭全戸訪問事業を実施する中で、外国人の方が増えてきており、日本語がなかなかうまく通じないような環境が以前にも増して増えていくのかなということが懸念される。そのあたりの対策はどのようにされているか。

【所 管 課】英語であれば、職員にもコミュニケーションをとれる者がいるが、それ以外の言語になれば、各区のみまもり支援センターでタブレット端末を持っているので、そちらの翻訳ソフト等を利用しながらコミュニケーションを図っているところである。

【委 員】子育て短期支援事業（ショートステイ）について、施設によっては環境が整ったところもあれば、老朽化等で改修等が必要な施設もあり、対策はどのように考えているか。

【所 管 課】施設の築年数によって、修繕等の対応のほか、装飾を上手くしたり、木材を豊富に使って木の温かみを出している施設もあり、各施設様々な工夫を行っている。

【委 員】地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について、全体的に増加傾向にあるという認識でよろしいか。

【所 管 課】そうである。

（2）川崎市社会的養育推進計画（案）の策定について（意見聴取）

○所管課より資料2-1～資料2-3を基に説明。

【委 員】児童相談所への相談案件は年々増えているなかで職員配置はどのように対応していくのか。

【所 管 課】児童相談所については、児童福祉法改正に基づいて、児童福祉司と児童心理司の増員を図ってきたところである。

- 【委 員】職員配置や研修の具体的なスケジュールについて、何かあるのか。
- 【所 管 課】児童相談所については、令和４年度までに４０人増やしていかなければならない状況である。
- 【委 員】子どもの権利ノートについての活用の実態をお聞きしたい。
- 【所 管 課】子どもの権利ノートについては、施設に措置をされている児童や、里親の家庭に委託されている児童は、全員、児童相談所のケースワーカーから、子どもの権利ノートを児童に配布している。その中で、何か困ったことや相談したいこと等があれば、人権オンブズパーソン宛てに児童が直接お手紙を送れる制度になっている。手紙が届いた場合、人権オンブズパーソンから、所管課に連絡があり、その児童にとって最適な対応を行っていく。年間件数としては２～３件くらいである。人権オンブズパーソンも、施設を定期的に巡回し、直接児童に制度を紹介して周知を図っているところである。
- 【委 員】配付の年齢は学童期からか。
- 【所 管 課】ルビを振った権利ノートもあり、それが読める程度の児童に配布している。
- 【委 員】養育里親などの登録数を増やす必要があると書かれているが、具体的にどのような方策を考えているのか。
- 【所 管 課】里親についても、養子縁組里親のほかに養育里親という一定期間、１８歳未満のお子さんを、養育する里親制度があり、世間的にはまだ浸透されていないので、これを周知していくほか、関心を持つ方に対しても、どれだけ理解していただくかということも大変重要なことだと考えており、現在、養育里親については、里親を希望される方に対して説明会を開いて、その説明会でもっと関心を深めていただいた方に、様々な相談をしながら、登録までの間、研修や乳児院、児童養護施設での実習を継続的に行い、最終的に里親登録に繋げていくことを行っている。

■閉会

事務局あいさつ

以上